

大津市公共施設予約システム利用規約

(趣旨)

第1条 この規約は、インターネットを使用する方法により施設の空き状況照会、予約申込等（以下、「利用申込等」という。）を行うことができる大津市公共施設予約システム（以下、「システム」という。）の利用者登録（以下、「利用者登録」という。）の利用について、必要な事項を定めるものです。

(利用規約の同意)

第2条 本システムを利用して対象施設（本市においてシステムを導入している施設をいう。以下、同じ）の利用申込等を行うためには、本利用規約に同意していただくことが必要です。

2 本利用規約に同意いただけない場合は、本システムを利用した施設の利用申込等はできません。

(施設例規等の優先)

第3条 予約した施設の使用及び当該使用に係る使用料や利用料金（以下、「利用料金等」という。）の支払手続等に当たっては、当該施設の関係条例等に従うものとします。

(利用者登録)

第4条 利用者登録は、次の区分により行います。

(1) 個人（15歳以上の者（ただし中学生を除く。）であること。）

(2) 団体（団体構成人数については、それぞれの施設において定める。）

2 利用者登録を受けようとする者が未成年者であるときは、その保護者（親権を行う者、未成年後見人その他の者で、当該未成年者を現に監護するものをいう。）の同意を得なければなりません。

(利用者登録の申請)

第5条 本システムを利用して利用申込等を行うことを希望する者は、あらかじめ本利用規約を承諾の上、利用者登録を申請しなければなりません。

2 前項に規定する利用者登録の申請は、本システムの利用登録申し込み画面より利用者登録申請をするものとします。なお、本システムを利用しない場合は、利用する施設窓口にて大津市公共施設予約システム利用者登録等申請書に記入の上、申請するものとします。

3 団体登録の申請は、団体の代表者又は代表者から委任を受けた者（以下、「代表者等」という。）が前項の方法により手続きを行うものとし、代表者等は前条第1項第1号に規定する個人の区分に該当する者とします。

4 原則として利用者登録は、同一登録区分で複数行うことはできません。

(利用者登録申請者の確認)

第6条 前条の規定による利用者登録の申請があった時は、申請者が本人であること（団体登録の

申請については、代表者等が本人であること)を次の各号のいずれかの方法で確認します。

- (1) 運転免許証
- (2) 資格確認書 ※注
- (3) 学生証 ※注
- (4) マイナンバーカード
- (5) パスポート ※注
- (6) その他公的機関が発行している身分証明書等

※注：住所・生年月日が記載されているもの

2 団体登録の申請については、代表者等が団体の構成員であることを証明する書類や利用施設が必要とする書類などの提出を求めることがあります。

3 利用者登録の申請を行う者が暴力団等（暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下、「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）若しくは暴力団員（法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）又はこれらのものと社会的に非難されるべき関係を有する者をいう。以下、同じ。）に該当すると認められる場合は、登録の申請を拒否することがあります。

（利用者ID及びパスワード）

第7条 利用者登録をした者（以下、「登録者」という。）に登録者ごとに異なる利用者登録番号（以下、「利用者ID」という。）を設定し、登録者が申請したパスワードをシステムに登録します。なお、パスワードはすべて半角で大文字を含む英数字で8文字以上として登録してください。

（利用者ID及びパスワードの管理）

第8条 登録者は、利用者ID及びパスワードを他人に知られることのないよう適切に管理しなければなりません。

2 登録者は、他人に利用者ID及びパスワードを譲渡し、又は貸与してはなりません。利用者ID及びパスワードにより行われた予約等については、登録者本人により行われたものとみなします。

（登録事項の変更）

第9条 登録者は、申請した登録内容に変更が生じた場合、遅滞なく変更手続を行うものとします。変更手続は、利用施設に大津市公共施設予約システム利用者登録等申請書（変更登録）を提出してください。なお、システムを利用するためのパスワードおよびメールアドレスの変更については、システム内で直接変更することが可能です。

（利用者登録の削除）

第10条 利用者登録を削除しようとする場合は、利用施設に大津市公共施設予約システム利用者登録等申請書（削除申請）を提出してください。

(登録資格の停止及び削除)

第11条 登録者が前条に規定する登録削除を行ったとき、又は次の各号のいずれかに該当するときは利用者登録を停止及び削除します。

- (1) 虚偽の申請により利用者ID及びパスワードの交付を受けたとき。
- (2) 施設の管理に関する例規等又は本規約に重大な違反をしたとき。
- (3) 死亡したとき。
- (4) 住所変更の届け出を怠る等登録者の責めに帰すべき事由により、登録者への通知又は連絡を行うことができないと本市が判断したとき。
- (5) システムの運営を故意に破壊又は妨害したとき。
- (6) システムによる施設の利用の予約（以下、「インターネット予約」という。）の頻繁な取消しや、利用料金等未納のまま、インターネットによる取消期限を過ぎてからのネット予約の取消し及び当日使用しないなどの行為を繰り返すなど、他の予約者への支障及び施設の運営に支障があると本市が認めたとき。
- (7) 暴力団等に該当すると認められるとき。
- (8) 前各号に掲げるもののほか、登録者として不適格と本市が認めたとき。

(費用)

第12条 利用者登録に係る登録料は、無料とします。

2 登録者がシステムを利用するに当たって必要とする装置（ソフトウェア含む。）及びインターネット接続等に関する費用、その他一切の費用は、登録者の負担とします。

(予約)

第13条 登録者は、対象施設を利用しようとするときは、利用者ID及びパスワード等を用いて予約の申し込みを行うことができます。なお、インターネット予約を受け付けていない施設については、利用する施設の窓口で予約申し込みを行うものとします。

2 登録者がインターネット予約を行った場合、各施設において別の定めがない限り、利用日までに、システム内の決済手続または利用する施設の担当窓口の開館時間内に利用料金等を支払い、使用許可を得てください。

3 前項で定められた期日までに使用許可を得ない場合、又は第11条のいずれかに該当する場合は、各施設の管理者はインターネット予約を取り消すことができます。

4 インターネット予約の開始日時は、各施設が定めるものとし、窓口予約可能期間と異なる場合があります。

5 インターネット予約の終了日時は、施設により異なるため、各施設にお問い合わせください。

6 インターネット予約の取消しについては、施設により異なるため、各施設にお問い合わせください。

7 使用許可取得後の予約取消しについては、システムでは受付できませんので、各施設に直接連絡し手続を行ってください。

(登録情報の字体)

第14条 提出された申請書の記入字体について、システムでの取扱いが困難である場合は、システムで表示される字体（標準文字）で記入したものとみなします。

(個人情報の保護)

第15条 このシステムの利用者登録情報及び利用履歴については、本来の目的以外に使用せず、その管理に十分注意を払います。

2 登録者は、利用者登録の情報について、個人情報保護に必要な措置を講じた上で、システムの運用に必要な範囲に限り、各対象施設での共通情報として各対象施設の管理者が利用することに同意するものとします。

3 その他個人情報の取扱いについては、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び大津市が保有する個人情報の取扱いに関する管理規程によります。

(免責事項)

第16条 市は、登録者がシステムを利用したことにより発生した登録者の損害及び登録者が第三者に与えた損害に対して、一切の責任を負いません。

2 市は、市の裁量において、本システムの改修、運用停止、中止又は中断等を利用者へ予告なく行う場合があります。この場合に生じたいかなる損害に対して、市は一切の責任を負いません。

(規約の変更)

第17条 市は、必要があると認めるときは、登録者に事前に通知を行うことなく、いつでも本規約に規定する条項を変更し、又は新たな条項を追加できることとします。

2 登録者は、システムの利用の都度、本規約の確認を行うこととし、本規約変更後に本システムを利用した場合には、変更後の規約に同意したものとします。

(その他)

第18条 市は、この規約に定めるもののほか必要な事項は、別に定めることとします。

附 則

この規約は、令和元年10月1日から施行します。

この規約は、令和5年4月1日から施行します。

この規約は、令和8年3月2日から施行します。